

越生町ファミリーサポート・緊急サポート 保育サポート会員を募集します

越生町ファミリーサポート・緊急サポート事業とは、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と行いたい方（サポート会員）が会員となり、緊急サポートセンター埼玉が仲介して、地域で子育てのお手伝いをする会員同士の支えあい活動です。

サポート会員は有償ボランティアで、子どもが好きな方なら資格がなくても下記の4日間のサポート会員講習会を受けると活動できます。夫婦の活動も歓迎です。受講して子育て世帯のお手伝いを始めませんか。

活動内容・報酬

ファミリーサポート事業

内容 事前に顔合わせをして担当のお子さんを決めてから、預かりや送迎、育児の手伝いなどする事業

報酬 午前8時～午後8時：1時間700円、
上記時間外：1時間900円

緊急サポート事業

内容 前日や当日の急な依頼や病児病後児保育、宿泊の依頼に対応する事業

報酬 午前8時～午後8時：1時間900円、
上記時間外：1時間1,100円、
宿泊：1泊10,000円

サポート会員講習会

日時 10月19日(木)、20日(金)、26日(木)、27日(金) 午前9時30分～午後4時30分

場所 越生町役場201会議室

申込み 10月17日(火)までに緊急サポートセンター埼玉(☎048-297-2903)に電話申込み

※日程の都合が合わない場合や保育・看護の資格をお持ちの場合は、緊急サポートセンター埼玉にご相談ください。

☎子育て支援課 子ども担当
☎内線161

越生町ふるさと納税返礼品 提供事業者を募集します

ふるさと納税制度による越生町への寄附の促進と、ふるさと納税を通じて越生町の魅力発信や地元特産品等のPR、販売促進を図るため、寄附者に対して贈呈する商品やサービスの提供を行う協力事業者及び返礼品を募集しています。

返礼品提供事業者のメリット

- ・全国の寄附者に自社の商品をPRすることで、新たな顧客の獲得を目指すことができます。
- ・町が提携するふるさと納税ポータルサイトに商品の画像、商品名、事業者名が掲載されるため、広告効果が期待できます。

募集要件

【提供事業者について】

次の要件をすべて満たしているものとします。

- ①越生町内に事業所等がある法人・団体・または個人事業者
- ②各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売、またはサービスの提供を行っていること
- ③町税等の滞納、未申告等がないこと
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

【返礼品について】

次に該当する商品・サービス等

- ・越生町内で生産、または町内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているなど、総務大臣による指定基準を満たすもの
- ・越生町内で提供されるサービス
- ・越生町の魅力発信、または地域産業の振興につながる要素を持つもの
- ・年間を通して安定的な供給が可能であり、速やかな発注対応ができること（ただし、期間限定品等はこの限りではない。）
- ・食料品については、寄附者様へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されること

募集期間 随時募集・受付しています。

申込方法 企画財政課管財担当にご連絡ください。(別途資料をお送りします。)



▲ふるさと納税ポータルサイト(さとふる)掲載中の返礼品

☎企画財政課 管財担当
☎内線226

子どものインフルエンザ予防接種 費用の一部を助成します

10月1日より、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

助成対象者 越生町に住民登録がある生後6か月から令和5年度末までに18歳になられる方

助成期間 10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

※助成期間中に医療機関で予防接種を受けてください。

※期間中以外の日に接種した場合は助成の対象になりません。

※接種する医療機関の指定はありません。

助成金額 1回目の接種3,000円

2回目の接種2,000円

接種にかかった費用が助成金額に満たない場合は、医療機関に支払った金額になります。

※生活保護受給者の方は、接種にかかった費用の全額を助成します。

申請方法 助成期間中に予防接種を受けた後、①～④を持参して、保健センターで申請してください。

①医療機関が発行した接種費用領収書

②医療機関が発行した接種済証明書または接種を記載した母子健康手帳

③助成金を振り込む金融機関の通帳

④認印

※生活保護受給者の方は、①～④と生活保護者受給者証

申請期間 予防接種を受けた日から1年以内
健康被害救済制度 この予防接種は任意の予防接種であるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づく救済の対象になります。

※令和4年度中(令和4年10月1日～令和5年1月31日)にお子さんが接種を受け、まだ助成の申請がお済みでない方は、早めに申請してください。(接種を受けた日から1年を越えた場合、助成はできませんので、ご注意ください。)

☎保健センター
☎292-5505

高齢者インフルエンザ予防接種 を実施します

対象者 次の①または②に該当し、接種を希望する方

①接種日当日で満65歳以上の方

②接種日当日で満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫の機能に障害を有する方

自己負担金 1,000円

※生活保護世帯、町民税非課税世帯の方は無料
持参するもの 健康保険証

※生活保護世帯の方は、生活保護受給者証、町民税非課税世帯の方は接種費用助成対象者証明書(保健センターに本人確認できるものを持参して、申請いただき発行されるもの)

【越生町・毛呂山町の医療機関で接種する場合】

実施期間 10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

実施医療機関

越生町…市川医院、越生メディカルクリニック、かあいファミリークリニック

毛呂山町…長瀬クリニック、ゆずの木台クリニック、初野医院、おっぺ小児科アレルギー科クリニック、ハピネス会川角クリニック、街かどのクリニック、丸木記念福祉メディカルセンター、HAPPINESS館クリニック

※予診票を持参する必要はありません。

【越生町・毛呂山町の医療機関以外で接種する場合】

埼玉県内で越生町、毛呂山町以外の「かかりつけ医」または「疾患等の主治医」で接種を希望する方は、事前に保健センターで予診票を受領のうえ予防接種を受けてください。

実施期間 10月20日(金)～令和6年1月31日(水)

実施医療機関 町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録をされている医療機関

☎保健センター
☎292-5505